

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

一般財団法人社会的認証開発推進機構

②評価調査者研修修了番号

SK15110

③施設の情報

名称：つばさ園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：石塚 かおる		定員（利用人数）：66名	
所在地：京都市西京区山田平尾町51-28			
TEL：075（381）3650		ホームページ：http://kyoto-swf.com/group/72.html	
【施設の概要】			
開設年月日：昭和21年10月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 京都社会事業財団			
職員数	常勤職員：34名	非常勤職員	7名
専門職員	（専門職の名称）9名		
	保育士1人、社会福祉士6人		
	臨床心理士1人、栄養士1人		
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	4ユニット・18居室	お風呂3、トイレ4、台所4	

④理念・基本方針

基本理念 子どもたちの最善の利益の追求

基本方針（自立支援をめざし）

- (1) 職員は絶対体罰をしない
- (2) 一人一人を大切にする集団づくり
- (3) 『生きる力』を育てる。

⑤施設の特徴的な取組

- (1) 子どもの暴力は許さず、何事も話し合いで解決する
- (2) 食生活を基盤にしたユニット形式
- (3) 家族会議を中心にした集団づくり
- (4) 問題解決ではなく、子どものニーズを充足する
 - －「問題解決の過程」ではなく「成長と変化の過程」ととらえる

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年8月21日（契約日） ～ 平成27年12月〇〇日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成 25年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

○共通評価基準 10 施設長の責任が明確にされている。

毎年、つばさ園組織図職務分担表が更新作成され、施設長や管理職が所属する「総務業務」他、「運営業務」「支援業務」、その下層部に広がる担当業務までを詳細に位置づけ施設長のリーダーシップに基づいて組織的に運営されている状況を確認することができます。施設長も参加する全職員会議を含め多様な会議体において支援状況の共有や推進が行われている状況が伺えます。また、来年度から新規に開設される予定の情緒障害児短期治療施設開設準備会を設け計画的に推進されており、新たな児童養護の支援体制に大いに期待することができます。

○共通評価基準 34 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

本園での生活を過ごすにあたって、「ここちよくすごすためのハンドブック 話しあいしよ。（第3次改訂版）」に基づいて、（Ⅰ）あなたの思いは大切にされます（Ⅱ）あなたがこまったら（Ⅲ）今までに話しあってきたこと（Ⅳ）あなたが相談できること等、明確に子どもの権利や安心を伝える取組みが行われていることを確認することができます。施設内におけるWi-Fi（インターネット通信環境）の利用等も年齢に応じた対応やルールを子どもたちによる「家族会議」を通じて、みんなで話し合い決定をしていくというプロセスを職員とともに共有しながら運営されている状況は、高く評価できるものと見受けられます。

○内容評価基準 A⑮ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようにリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

同園に児童相談所から措置されてくる子どもたちの中には、かなり深刻な状態で措置されてくるケースも多く、18歳での退所が難しく、状況を適切に判断し20歳までの措置延長となるケースが実績として多い。また、退所後も、一定の許容を設けた範囲において、子どもたちと交流及び交流の機会を設けている実績があることを事例等から聞き取ることができる。また、中でも高校中退者に向けた再チャレンジの機会を積極的に促し、高卒認定取得に向けた塾利用等、進学に向けた支援が積極的に行われていることは高く評価できる。

◇改善を求められる点

○共通評価基準 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている

施設長は、京都市内における児童養護施設長会議の代表を務めており、遵守すべき必

要な法令の把握や研修会等に関しても積極的に参加し、把握されている状況を聞き取ることができます。しかし、幅広い分野を想定しての関連法令の把握やリスト化等、職員への積極的な周知を意識した取り組みについては一程の課題と今後取り組んでいく必要性を認識されています。来年度以降、情緒障害児短期治療施設を開設するにあたってさらにもこれまでと違った法令の把握・周知が必要になってくるものと想定できますので、本第三者評価としては、法令遵守の観点において特化した委員会を設けていただき、リストの整備を進める等の取り組みがなされますことに期待しています。

○共通評価基準 26 施設が有する機能を地域に還元している。

新規事業の開設準備や施設建て替え計画等によりなかなか施設の有する機能を継続して提供することが難しい状況にあると見受けられます。災害時の地域における役割等は確認がなされているが、7年以上継続した「にこにこキッズルーム」が追加工事等の関係で終了しているため、多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず、地域の活性化やまちづくりに貢献するつながりをどう確保していくかは今後の課題として取り組まれることに期待しています。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の受診から1年半という短い期間での再受診でしたが、当施設の運営等につきまして充分御理解いただいた上での的確な客観的評価をいただきましたことで、それまでから意識しつつも取り組みが弱かった課題につきまして園長をリーダーにプロジェクトチームのメンバーが中心となって職員全体の意見も聴取し取り組んでまいりました。その成果が今回高く評価していただきましたことは、職員一同にとりまして大きな自信となり、引き続き取り組んでまいります。

一方改善を要する点としての法令順守の取り組みにつきましては、従来から大きな課題であると認識しつつもリスト化に着手できず、今回のご指摘を受けまして早速新たな委員会もしくはプロジェクトを立ち上げ、関連法令等のリスト化と職員への周知の徹底を図る決意をしております。

また施設が有する機能を地域に還元していく点につきましても、情短施設との連携の中で可能な限り両施設の機能の発揮に努めてまいります。貴重なご指導ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>理念・基本方針は法人グループのホームページ・広報誌「しあわせ」の中に、つばさ園のページがある他、「つばさ園要覧」にも纏められ、子どもや保護者等への周知のため、配布や玄関前の掲示などもある。また、基本方針は職員の行動規範となるように「職員必携」に具体的な内容として記入され、年度当初の職員会議で読み合わせが行われていることを聞き取った。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>全国養護施設研究協議会や全国児童養護問題研究会、京都児童養護施設長会議などで配布がある資料等を参考に、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集し、組織が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握、分析され、経営状態の変化等に適切に対応されていることを聞き取った。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント>月 2 回行われている全体職員会議で、経営環境や課題等を、予算の執行状況等から各月の範囲で職員と確認することが行われている他、中間会計報告を作成し、是正すべき点や補正予算を組むなど、月 1, 2 回行われる事務局会議でも課題の解決や改善に向けての具体的な取組みをされていることを会計報告書・議事録で確認した。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
＜コメント＞中・長期的なビジョンと計画は策定されており、子どもの権利条約に基づいて、小規模化を推し進めている。10年後には地域小規模ファミリーホームの開設を計画する等、具体的な達成目標が挙げられており、必要に応じて見直しを行っていることを「中長期計画書」から確認した。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
＜コメント＞中長期計画を踏まえた単年度計画の策定は、具体的な実行計画および実施状況の評価を行えるように「つばさ園事業計画」にまとめられていることを確認した。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
＜コメント＞事業計画の策定は、職員会議で意見を集約・反映して策定され、状況に応じた評価・見直しもされているが、あらかじめ定められた時期・手順に基づいた評価は実施されておらず、自己評価aのところをb評価とした。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
＜コメント＞事業計画の主な内容については、子どもたちには周知されているが、保護者等への説明や参加を促す観点からの周知・説明の工夫は現状ではなされていないことを聞き取った。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
＜コメント＞養育・支援の質の向上に向けた取組は、月に一度、外部の大学教員のスーパーバイザーの出席のもと、開催されている。また、月1回実施のプロジェクトにおいて、評価・分析された今後の計画や課題等を、「職員必携」に入れる等の工夫がされていることを聞き取った。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
＜コメント＞評価結果に基づき、施設として取り組むべき課題は、各ユニットチーフから主任へと上げられ、職員間で課題の共有化が組織的に図られている他、改善の取組を計画的に行っていることを聞き取った。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
＜コメント＞施設長は自らの施設の経営・管理に関する方針と取組みを明確に職員に表明し、「つばさ園組織図」や「職務分担表」に文書化する等の工夫がはかられ、災害などの有事における施設長の役割や責任が「消防計画・災害計画」内にも記入されていることを確認した。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
＜コメント＞遵守すべき法令等を把握、理解し、利害関係者との適正な関係を保持しつつ、研修や勉強会にも参加しているが、遵守すべき法令のリスト化やそれらを職員に周知する等の具体的な取組みに課題が残る。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞施設長は「全体会議」等への出席や、心理職の研修には参加する等、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、その取組みに指導力を発揮している。また、具体的な職員体制を構築し、職員の意見を反映している。教育・研修の充実をなされ、自己研鑽に励み、専門性の向上につとめた運営をされていることを聞き取った。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞施設長は経営の改善や業務の実効性を高めるため、人事、労務、財務等を踏まえた分析を行っている他、施設内に具体的な体制を構築し、自らもユニット会議以外の月8回あるすべての会議に出席して積極的に参画していることを確認した。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
＜コメント＞福祉人材の確保や育成計画、人事計画はあるものの、必要な福祉人材や人員体制に関する「基本的な考え方」が文書化されておらず、自己評価 a を b とした。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
＜コメント＞前回受診時からの課題として継続協議が行われており、外部のスーパーバイザーの協力のもと、「期待される職員像」の文書化や育成計画等の策定等今後の課題として、しっ		

かり認識されており、取組をする計画などがある。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
＜コメント＞職員の就業状況には労務管理の体制が敷かれ、心身の健康と安全の確保に努めていることが聞き取れたほか、安全な身体接触による「タッピングタッチ・セラピー」の実施をされているほか、個別面接の機会を設けている。「子育て支援行動計画」の作成等、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組み有効な方法を職員に周知されていることを文書により確認した。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
＜コメント＞「自己評価点検表」に基づいて、職員一人ひとりの目標設定及び中間面接と必要に応じた面接が行われ、適切な進捗状況の把握が行われていることを文書にて確認した。しかし、「期待する職員像」の明確化がなされておらず、今後の課題として認識されていることを聞き取った。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
＜コメント＞職員の教育・研修に関する基本方針や計画には、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している他、今後の計画に応じた準備がなされているが、課題として認識されている「期待する職員像」の策定がないためにb評価にとどまっている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
＜コメント＞職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されており、外部研修に関しても、資料が職員に回覧され、希望の研修には参加できるように配慮していることを聞き取った。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
＜コメント＞実習生の受け入れに関する意義・方針が確立されており、実習生等の養育・支援の専門職の教育や育成のマニュアルを基にした体制が確立されていることを確認した。また、実習指導者に対する研修も適宜受けていることを聞き取った。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞運営の透明性を確保するために、ホームページや広報誌等での情報公開が適切に行われていることを確認したほか、第三者評価の受審結果なども公表されていることを文書で確認した。		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞施設における事務、経理等に関するルール等が明確に確立され、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みが、職員に周知されていることを聞き取った。監査法人による外部監査を活用する等、事務、経理、取引についての専門家によるチェックを行っていることを文書で確認した。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞「職員必携」資料のP11「養育・養護の基本」「(11) 地域との交流」内に、地域との交流という個別の項目が設けられ、クリスマス会の行事等、子どもと地域の交流を広げるための取組みが行われている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
＜コメント＞ボランティアの受け入れの基本姿勢を明文化し、種々のボランティアからの縫い物、ダンス、太鼓などの活動やプログラムへの協力を受け入れており、地域との交流が積極的になされていることを聞き取った。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
＜コメント＞ブックレット「話し合いしよ」を作成され、「子どもの権利ノート」をしっかりと使用し、関係機関のリスト化や地域の小・中学校の校長との協議会をもち、継続した地域との関係が綿密に行われていることを文書で確認した。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
＜コメント＞災害時の地域における役割等は聞き取りにて確認することができた。しかし、7年以上継続した、地域の乳幼児のための場である「にこにこキッズルーム」が追加工事等の関係で終了したため、地域の活性化やまちづくりに貢献する、多様な機関と連携した、つながりの場を地域に還元していくための場づくりは、今後の課題である。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
＜コメント＞地域の福祉ニーズにもとづき、関係機関や団体との連携があり、具体的な福祉ニーズの把握をはじめ、民生委員等との定期的な会議等も適切に持たれていることを聞き取りにより確認した。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
＜コメント＞理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示され「職員必携」資料のP11「養育・養護の基本」には、子どもの基本的人権への配慮について、勉強会に参加したり、公益財団法人SBI子ども希望財団やにじの情報センター等、外部団体から、定期的に子どもを取り巻く状況の把握をし、必要な対応を図っていることを聞き取った。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
＜コメント＞子どものプライバシー保護には、「個人情報規定」が策定され、P13, P24, P34 子どものプライバシーに関する条項、P16, P24 には、プライバシー保護についての内容が記されていることを確認したほか、不適切な事案が発生した場合は、「被措置児童虐待対応について」に詳細なガイドラインがあることを文書にて確認を行った。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞理念や基本方針、養育・支援の内容については、定められた資料を元に、適切に情報提供がされているほか、施設入所時には現場の職員と買い物を行うことで、個別のアセスメントが実施されている。また、ユニットごとの歓迎会を開催する等、個別に丁寧な対応がなされていることを聞き取った。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
＜コメント＞養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者に対して、必要な情報を積極的に提供し、意思決定が難しい子どもや保護者への配慮もルール化され、適正な説明と運用が図られていることを聞き取った。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
＜コメント＞措置変更や退所の際には、「退所時引き継ぎ」、「アフターケアについて」にて、適宜、子どもや保護者等にその後の相談方法や担当者についての説明を行っている。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
＜コメント＞子どもの満足度を向上するため、個別面接や聞き取りは丁寧に行われているほか、各ユニット毎に、月一回の「家族会議」が職員と子どもたちの全員参加で行われ、希望の旅行に行く等、具体的な取組みはされているものの、「子どもの満足に関する調査」が準備中であり、自己評価aをbとした。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能してい	a

	る。	
	＜コメント＞子どもが意見等を述べやすい体制は、「話しあいしよ」の冊子の中や掲示にもあり、子どもたちの要望や苦情があった場合に述べやすい体制にあることを文書と聞き取りともに確認した。	
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	＜コメント＞「話しあいしよ」に書かれており、周知されているほか、家族会議、園長と話し合う日を設ける等、積極的に意見を述べやすい機会やスペースの確保に配慮されていることを聞き取った。	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	＜コメント＞子どもからの相談や意見は、「職員必携」P17（家族会議・全体会）の中にも規定され、職員が聞き取りやすい環境を作り、配慮していることは聞き取れたが、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順等、マニュアル等がまだ設置されていないことから、自己評価 a を b 評価とした。	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	＜コメント＞子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や、発生要因の分析等は職員間で再発防止を防ぐための手段を講じる等、多々の取組みが行われているものの、リスクマネジメントに関する責任者の明確化とリスクマネジメントに関する委員会の設置、マニュアルの整備等に課題が残るため、自己評価 a を b とした。	
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	＜コメント＞新型インフルエンザやノロウイルス等、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制は各種マニュアルが設置され、適切に職員に周知徹底されていることが文書と聞き取りから確認できた。	
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	＜コメント＞月 1 回の避難訓練や年 1 度に消防署が来所して行う訓練等、防災計画を整備し、地元との連携を図り、適宜実施されていることを聞き取った。	

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
	Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
	＜コメント＞「養育・養護の基本」の資料の中に標準的な実施方法が文書化されていることを確認した。また、その中には子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護にかかわる姿勢が	

明示されている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
＜コメント＞「標準的な実施方法」については、見直しをする仕組みが確立されており、「児童支援計画」により、職員や子どもたちの意見や提案が反映されるように検証・見直しがなされていることを聞き取った。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
＜コメント＞アセスメントは、児童相談所の医師からのアドバイスを基本に、支援記録が記載されていることを確認したほか、児童支援計画に定められた養育・支援が行われていることを「目標達成チェック表」やモニタリングの記録より確認した。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
＜コメント＞養育・支援の実施計画である「児童支援計画」は複数の職員によって、見直しを行う時期や検討会議を設置し、定期的に組織として評価・見直しを行っていることを聞き取った。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
＜コメント＞子どもに関する養育・支援実施状況の記録は、施設が定めた統一の様式によって、適切に行われ、職員間で把握・共有化されていることを記録により確認した。また、情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門で横断した取組みがなされていることを聞き取った。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
＜コメント＞「個人情報保護規定」により、子どもの記録の保管・保存・破棄・情報の提供に関する規定は定められており、組織としても「入所児童及び保護者に関する記録の管理について」(H27.1.22) にすべての項目が入れられ、職員間で共有されていることを文書により確認した。		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われ	a

	ることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	
<コメント> 園長→副園長・主任→チーフ→職員の流れでスーパービジョン体制を組み、事例検討会は講師を招き、毎月１回職員全員参加で行い、子どもの最善の利益を目指した実践が行われている様子を聞き取ることができた。「職員必携」資料の「１．養育支援の基本」の「(３) 職員のあり方」にも子どもの最善の利益の考慮について明記され、日々の実践と文書での共有を図っている。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<コメント> 子どもの生い立ちや家族状況について、子どもに知らせる方針を、職員必携 p. 15 「(２１) 生い立ち、家族の状況について」に明記している。		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<コメント> 「子どもの権利ノート」を入所前に児童相談所から配布され説明があり、その上で施設独自の子どもに向けた資料「話しあいしよ つばさ園でこちよくすごすためのハンドブック」を渡し、説明をしている。		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<コメント> 職員必携に「(８) 他者の尊重」項目があり、施設としての基本方針が職員に周知されている。障害者手帳を取得している子どもも少なくないため、障害への理解を促すために、職員と子どもとの対話の中で一人ひとりの個性の理解を深めている様子を聞き取ることができた。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<コメント> 平成 26 年 4 月に作成された「京都市被措置児童等虐待対応マニュアル」に準拠し職員必携にも「(２７) 被措置児童等虐待対応について」の項目を作成し、施設としての方針を職員全員と共有できるように整備している。施設内研修として、「パニックになった利用者の安全を確保するための危機介入の技法セラピューティックホールド」「ロールプレイ言葉のつかい方」を学ぶ機会も作り、積極的に対応を行っていることを聞き取ることができた。		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<コメント>		

「つばさ園就業規則」には、子どもに対する不適切なかかわりの防止について、明記した箇所もあり、職員に対して入職時や年頭にも明示していることが書面と聞き取りにより確認した。		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
<コメント> 職員必携「(27) 被措置児童等虐待対応について」に、不適切対応と考えられる具体的な場合と、対応の流れを明記している。		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<コメント> 他施設には宗教的背景をもつところも多い中、宗教的な背景が無いことで同園に措置される児童もいることから、信仰の自由の保障については、職員必携「(26) プライバシー保護について」に「宗教的活動は強要せず思想や信仰の自由を保障する」と明記し職員と共有していることを聞き取ることができた。		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
<コメント> 入所時は特に子どもの不安が高くなるため、初日に職員と1対1での買い物をし、関係を構築する機会を作り、ユニットでは歓迎会を行うことが聞き取れた。入所時の対応については、職員必携「(3) 入所時の対応」で文書でも共有されている。		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> 子ども全員が参加する「全体会議」と、ユニットごとに開催されている「家族会議」を効果的に活用しながら、職員と子どもとで生活改善に向けた取組みを積極的に行っている様子を聞き取ることができた。		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
<コメント> 子どもたちが意見を表明する場として「家族会議」や全体会議があり、会議で表明できなかったとしても、日常的に職員が子どもの変化や様子を細やかに把握しながら、主体的に日常生活が送れるように支援している様子を聞き取ることができた。		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a

＜コメント＞ おやつ代として子ども自身で使えるお金を用意する等して、子どもが自分でお金を計画的に使うことを学ぶ機会を作るなどの工夫を行い、経済観念が身につくよう支援していることを聞き取ることができた。		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
＜コメント＞ 職員必携「(22) 措置変更とアフターケア」の項目があり、「アフターケア実施計画」の書式に、課題や回数、支援内容、方法を詳細に記載・把握しながら、子どものアフターケアを図っている様子が見受けられた。		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
＜コメント＞ 20歳までの措置延長の実績は多く、中でも高校中退者に向けた再チャレンジの機会を積極的に促し、高卒認定取得に向けた塾利用等、進学に向けた支援が積極的に行われていることは高く評価できる。		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
＜コメント＞ 子どもの退所後の生活支援に向けて生活保護や障害者サービス受給等で関係部局等との連携を積極的に行っている様子を聞き取ることができた。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
＜コメント＞ 子どもの意見を受けとめる日常的なコミュニケーションに加えて、ユニット単位で子どもと職員で意見を交わす家族会議、子どもと職員全員で議論する全体会議で、重層的に子どもの意見を受け止められるようにしている。一人ひとりの子ども理解については、事例検討会でケース検討し子どもの理解を深め、支援計画はファイリングされ職員全員が共有して支援経過を見直している様子が見受けられた。利用者アンケートは作成途中である。		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
＜コメント＞ 入所直後の支援や不登校、精神疾患など、個別の支援が求められる子どもの場合は職員との1対1の関係づくりを密接にし、通院、通学支援等の個々の子どもの状況に応じた柔軟な対		

応を大切にしている。		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<コメント> 特に人手の必要な朝・夕の時間帯には、調理職員の協力を得て、手厚く子どもたちを見守ることができる体制をつくり、職員が子どもの力を信じて見守ることのできる時間を生み出している。お小遣いの使い道やおやつの購入も、できるだけ子どもの選択と行動に委ね、失敗やつまずきの体験を尊重し、支援している様子を聞き取ることができた。		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<コメント> 子どもからの提案によって、Wi-Fi を7時から22時まで使用できるよう環境整備がなされていた。スマホやゲームなど、現代の遊びを子どものニーズに応じて柔軟に取り入れている様子を聞き取ることができた。		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<コメント> 太鼓や三線、ダンスなど子どもたちの余暇活動の選択肢が多くあり、地域の祭りで演奏を依頼されるなど、地域社会での役割を子どもたちが期待され担っている様子うかがえた。また、子どもたちの生活が、指示的ではなく家庭的な雰囲気の中で基本的な生活習慣を学ぶ様子を聞き取ることができた。		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの間でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<コメント> 夕食はユニットごとに職員が調理をし、子どもたちが調理を手伝うこともあることが聞き取れた。土曜日、日曜日、祝日の食事はユニットごとにメニューを決めることができ、買い出しも子どもたちが一緒に行くこともある。日常的には、子どものニーズを取り入れたメニューで、楽しみながら食事ができるよう工夫している様子を聞き取ることができた。		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<コメント> 食物アレルギーの子どもには配慮した食事を提供していることが聞き取ることができた。偏食については、思春期の一つの表れという側面もあることから、過度に注意することなく、子どもの成長に応じて変化していくことを見守る姿を聞き取ることができた。		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<コメント> 法人所有の裏山に自生している筍や栗を採り調理する等、季節の食材を取り入れていることを聞き取ることができた。恵方巻きやおせち料理等の伝統行事の料理も取り入れ食文化を大		

切にしている様子を聞き取ることができた。		
A-2-(3) 衣生活		
A ㉔	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<コメント> 子どもの衣服代として年間に使用できる金額を子どもと共有し、子ども自身が選んで購入できるようにしている。高価なものは回数や上限を子どもたちと共に検討し決めている様子を聞き取ることができた。		

A-2-(4) 住生活		
A ㉕	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
<コメント> 掃除当番や掃除時間等の決め事は極力なくしている。ユニットによっては整頓できていないところも見られたが、家庭的な雰囲気の中で、子どもたちの自主性を重んじた住生活と生活習慣を重視している様子を聞き取ることが出来た。		
A ㉖	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<コメント> 子ども同士の関係性に気を配り、部屋の配置替えをしていることを聞き取ることができた。一人部屋を希望する子どもやそうでない子ども等、一人ひとりのニーズをできるだけ聞き、早めの対応を心掛けている様子を聞き取ることができた。		
A-2-(5) 健康と安全		
A ㉗	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
<コメント> 思春期の子どもたちに対しては、まずは心の安定を図るように、健康と安全に配慮し、指示的にならないような柔軟な対応を聞き取ることができた。ただし、登下校・アルバイトの行き帰り等の危険個所の確認や、交通事故に注意するためのルール等を教えるという点については、さらに検討の余地がある。		
A ㉘	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<コメント> 同一法人が病院運営も行っているため、職員室から内線で小児科に連絡ができるようになっている。服薬中や通院中の子どもについては、日常的に連携している様子を聞き取ることができた。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A ㉙	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<コメント> 職員必携図書『子どものニーズをみつめる児童養護施設のあゆみ』に「つばさ園における性		

に対する支援の共通認識」がまとめられており、職員との共通理解ができる資料が作成されていた。事例検討会でさらに理解を深め、日常的な事案に対して共通した姿勢で取り組んでいることを聞き取ることができた。		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③②	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
〈コメント〉 幼児は共有のものが多く、小学生以上から個別のおやつボックス、個人のタンス、おもちゃ箱などが用意されていることが確認できた。		
A③①	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
〈コメント〉 成長の記録写真はデータで収集保存しており、卒園時に渡せるよう準備している。特に卒園後の生活に必要な健康の記録や病院記録等はまとめて渡していることを聞き取ることができた。		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③②	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
〈コメント〉 子どもの暴力・不適応行動が起きた場合の対応は、職員必携と職員必携図書に明記され、「全体会議」でも深く注意をしていることが確認できた。特に暴力に対しては、施設として重く受け止める事案としており、入所時に配布する「話しあいしよ」にも、子どもにもわかるような事例を交えて、職員と子ども全員で対応していくことが記載されている。		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
〈コメント〉 障害のある子どもの受け入れも少なくないため、子ども同士の「からかい」が起り得るが、その都度職員から、一人ひとりの特性の理解を促し、相互に認め合う環境が整っていることを聞き取ることができた。		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
〈コメント〉 保護者等からの強引な引き取りや、夜遅く帰宅する子どもについては、警察と児童相談所と密接に連携して、子どもの安全が確保されるよう努めている様子を聞き取ることができた。		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
〈コメント〉 心理専門職員は、スーパーバイザーから定期的に指導を得ており、その他の職員にも心理的アプローチを取り入れて、実践に活かしていることを聞き取ることができた。職員必携には		

「(15) 心理的ケア」「(16) リストカットへの対応」があり、職員としての姿勢が明記されている。		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<コメント>毎月、子どもが在籍している小学校・中学校・児童相談所と協議会を開催し、各機関が連携を密に行って、子どもの理解を深めている様子を聞き取ることができた。具体的には、毎月教師が施設で学習会を開催する等の支援が行われている。学習環境については、個別のニーズに応じた環境作りを丁寧に行っていることが聞き取れた。		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<コメント> 高校中退者に再受験の機会を作ったり、高卒認定試験の受験のために塾へ通わせるなど、学校在籍者に限らず進路指導については手厚く行っている様子を聞き取ることができた。		

A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<コメント> アルバイト就労が可能な年齢の1/3程度の子どもたちには、その機会を作ったり、また、障害のある子どもたちが障害者の就労支援機関と連携するなどして、職場実習を経験する機会を作っていることを聞き取ることができた。		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<コメント> 児童相談所での面談利用を促す等、児童相談所や関係機関との連携を密接にしながら、家庭に応じた支援体制を取っていることが確認できた。		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> 親子関係の再構築については、児童相談所と密接に連携をし、児童相談所面談を経て施設での面談というプロセスを基本としていること聞き取ることができた。		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
<コメント> 基幹的職員を設置し、園長→副園長・主任→チーフ→職員のながれでスーパービジョン体制を整えている。子どもの個別のケース検討については、専門家を招いた事例検討会を開催し		

ている。